

指定管理者候補者 選定理由書

1 施設名

函館市国際水産・海洋総合研究センター

2 指定管理者候補者団体名

一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構

3 特例措置により選定する理由

- 当該施設については、本市が推進する「函館国際水産・海洋都市構想」（以下「構想」という。）の中核施設と位置づけ、水産・海洋に関する先端的で独創性のある研究開発を支援し、ならびに水産・海洋に関する企業、研究者および学術研究機関の連携および交流を促進することにより、国際的な学術研究拠点都市の形成を図り、もって本市の学術、教育および産業の発展に資することを目的に設置したものである。
- 当該施設の設置目的の実現を図るため、その指定管理者には施設管理だけではなく、地域内外の学術研究機関や企業等とのコーディネートなど産学官連携の橋渡し役になるとともに、地域の活性化につながる共同研究の提案や支援を図るための専門的かつ高度な知識やノウハウを有し、各種事業を実施することが可能な団体による管理運営が求められる。
- このように、構想の中核施設と位置付けられた当該施設は、その推進団体として産学官が一体となって設立した市の出資団体である一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構を指定管理者として選定してきたところである。
- 以上の理由により、令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの期間については、一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構を指定管理者として当該施設の管理を行わせようとするものであり、選定にあたっては、特例措置により指定管理者候補者として選定したい。

函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項第1号

「施設の設置目的、性格、規模等から特に必要があると認められるとき」

- ・ 施設設置時の経緯などから特定の者を指定する必要がある施設
- ・ 施設の管理運営やサービスの提供に関し、専門性や特殊性を有するため、管理を行う者が限定される施設
- ・ 市の政策推進上の観点、または経済合理性、その他特段の事由により、特定の者を指定する必要がある施設

（「函館市公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱」4の（4）①）